認定判定表

この表は参考であり、個々の条件によっては認定できない場合がありますので、詳しくは当組合にお尋ねください。

①認定対象者（被扶養者になろうとする人）と被保険者は同居していますか？（なお、②のＡ、Ｂ以外の人は被扶養者になりません。）

は　い → ④へ
いいえ → ②へ

②認定対象者は

Ａ. 被保険者の直系尊属、配偶者（事実婚を含む）、子、孫及び兄弟姉妹 → ③へ

Ｂ. Ａ以外の三親等内の親族、事実婚の配偶者（死亡後を含む）の父母及び子
→ 被扶養者になりません

③認定対象者に対し、継続して相手の収入以上の仕送り等をしていますか？

は　い → ④へ
いいえ → 被扶養者になりません

④認定対象者の年齢は　１６歳未満 → ⑨へ
１６歳以上 → ⑤へ

⑤認定対象者の退職を理由とする認定ですか？

は　い → 別欄の認定要件※1 を参照してください。
認定可能であれば⑥へ
いいえ → ⑥へ

⑥認定対象者は収入がありますか？　は　い → ⑦へ
いいえ → ⑨へ

⑦認定対象者の年収は１３０万円未満（６０歳以上、又は障害年金の受給要件該当者は１８０万円未満）であり、かつ被保険者の年収の２分の１未満ですか？

は　い → ⑧へ
いいえ → 被扶養者になりません

⑧＜収入がある場合＞　別欄の計算方法※2 で要件を満たしていますか？

は　い → 被扶養者になります
いいえ → 被扶養者になりません

⑨＜収入がない場合＞　認定対象者は、主として被保険者により生計を維持されていますか（他から被保険者を上回る援助を受けていない）？

は　い → 被扶養者になります
いいえ → 被扶養者になりません